

<対策のポイント>

「漁業構造改革総合対策事業（以下「もうかる漁業」という。）」等の事業で得られた**沖合・遠洋漁業の構造改革を進めるための成果の実装に必要な漁船**を始め、「広域浜プラン」に基づき、**中核的漁業者が持続可能かつ収益性の高い操業体制に転換するために必要な漁船のリース方式による導入**を支援します。

<事業目標>

漁船を導入する漁業者の漁業所得向上（5年間で10%以上）

<事業の内容>

1. 浜の担い手漁船リース緊急事業（沿岸漁業）

浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、**浜の担い手の所得向上に係る取組に必要な漁船の円滑な導入を支援**します。

2. 漁船漁業構造改革緊急事業（沖合・遠洋漁業）

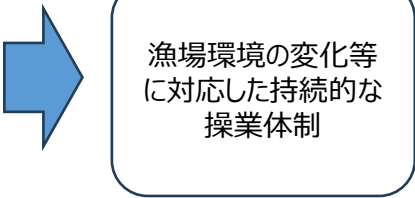
漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、**もうかる漁業等で得られた成果を実装し、漁場環境の変化等に対応した操業体制に転換するとともに、収益性の向上に必要な漁船の円滑な導入を支援**します。

<事業イメージ>

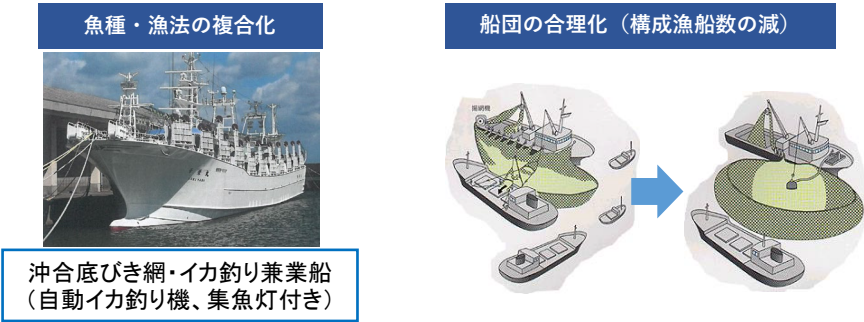
広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン・漁船漁業構造改革広域プラン）に基づき、漁業所得向上（5年間で10%以上）に取り組む漁業者に対し、リース方式による漁船導入を支援

以下を満たす漁業者の漁船の導入をリース方式で支援

- 中核的漁業者であること
- もうかる漁業等で得られた成果※を実装すること（沖合・遠洋漁業）



<※成果の例>



<事業の流れ>

